

魚津市未就業者雇用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市未就業者雇用奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 正規雇用 労働契約の期間の定めがない常用雇用をいう。

(2) 未就業者 大学、大学院、短期大学、大学校、高等専門学校、専門学校、高等学校及び中学校を卒業又は中退した者で、同一の使用者に1年以上継続して正規雇用されたことがないものをいう。

(奨励金の交付)

第3条 市長は、未就業者の経済基盤の安定化を図るとともに、市内での定住を促進するため、未就業者を正規雇用する事業主（以下「事業主」という。）に対し、予算の範囲内において奨励金を交付する。

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付対象者は、市内に事業所を有する雇用保険の適用事業所の事業主で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) ハローワークに未就業者の雇用にかかる求人登録を行う者であること。

(2) 魚津市在住又は雇用開始の日までに魚津市に住所を定める予定の未就業者を、平成26年3月1日以後に1年以上継続して正規雇用する者であること。

(3) 雇用開始の日において年齢が40歳未満の未就業者を正規雇用する者であること。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、未就業者1人につき1回限り120,000円とする。

(交付の申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、正規雇用開始後1年を経過した日から1月以内に、魚津市未就業者雇用奨励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 雇用保険の被保険者証の写し

(2) 正規雇用開始の日から1年を経過した日までの被雇用者の出勤簿及び賃金台帳の写し

(3) ハローワークから交付される求人票の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び助成金の額の確定の通知)

第7条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否の決定及び額の確定をしたときは、その結果を魚津市未就業者雇用奨励金交付（不交付）決定通知書兼額の確定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付の取消し及び奨励金の返還)

第8条 市長は、奨励金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金が支払われているときは、期限を定めて、奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住所

氏名

魚津市未就業者雇用奨励金交付申請書

魚津市未就業者雇用奨励金を支給されるよう、魚津市未就業者雇用奨励金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- ① 雇用保険の被保険者証の写し
- ② 正規雇用開始の日から 1 年を経過した日までの被雇用者の出勤簿及び賃金台帳の写し
- ③ ハローワークから交付される求人票の写し
- ④ その他市長が必要と認める書類

様

魚津市長

魚津市未就業者雇用奨励金交付（不交付）決定通知書兼額の
確定通知書

年 月 日付けで申請のあった奨励金については、次の
とおり交付（不交付）を決定したので通知します。

記

- 1 交付します 交付金額 金 円
- 2 交付しません 不交付理由
- 3 被雇用者氏名